

第 89 回 金沢市都市計画審議会議事録

1. 日時

平成 31 年 3 月 1 日（金）14:00～16:00

2. 場所

金沢市職員会館 3 階 大研修室

3. 出席委員

①学識経験者

（各 50 音順）

井口 栄市	金沢市農業委員会会長
島田 明子	弁護士
杉村 佳津子	石川県消費生活支援センター所長
竹村 裕樹	金沢学院大学教授
出村 昌史	金沢大学准教授
中山 晶一郎	金沢大学教授
西野 辰哉	金沢大学准教授
蜂谷 俊雄	金沢工業大学教授
松本 耕作	金沢経済同友会理事
眞鍋 知子	金沢大学教授

②市議会議員

小阪 栄進	金沢市議会副議長
源野 和清	金沢市議会建設企業常任委員長

③関係行政機関

山田 哲也	国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長（代理）
板屋 英治	石川県土木部長（代理）
南 与市	石川県警察本部交通部長（代理）

④市民

笹井 鍊造	金沢市町会連合会副会長
能木場 由紀子	金沢市校下婦人会連絡協議会長

(司会)

定刻となりましたので、只今より第89回金沢市都市計画審議会を開会いたします。本日は審議案件として建築基準法第51条のただし書き「特殊建築物の位置について」がございます。十分にご審議をお願いいたします。それでは、はじめに都市整備局長の木谷よりご挨拶申し上げます。

(局長)

みなさまお疲れ様です。本日は、年度末のお忙しい中お集りいただき、ありがとうございます。また、日頃より本市の都市計画行政に対し多大なるご尽力をいただき、重ねて感謝を申し上げます。

先週、金沢市の新年度の予算が内示されました。今日から始まります議会においてしっかりと議論がなされていくことと存じます。都市整備局は、市民目線の市民のためのまちづくりという原点に立ち返り、それでありながら、金沢市が持続可能な発展をしていくための各種施策を盛り込んでいるところでございます。

また、本年度、金沢市の景観条例の制定から50年の節目を迎えています。これも金沢市の都市計画の議論が、ちょうど半世紀前に、景観という「町を守ろう」という議論から始まっていると考えています。そういった意味でもこの町の大切なものを守り、特性を生かしていかなければいけないと思います。この都市計画審議会はそのための最も大切な審議の場であると考えています。

委員の皆様には、それぞれの分野から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

それでは、よろしく願いいたします。

(司会)

ここで、委員の異動がございましたので、ご報告いたします。

金沢市議会副議長 小阪 栄進委員でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、この後の進行を竹村会長にお願いしたいと存じます。会長よろしく願いします。

(竹村会長)

みなさん、こんにちは。なにかとご多忙のところお集まりいただきありがとうございます。今ほど、木谷局長から市の景観条例制定から50周年というお話がございました。本日は、本年初の都市計画審議会でございますが、日本ではじめて都市計画法ができたのが1919年ですので、ちょうど100年目という節目になります。金沢市では土地利用や道路網など、90年ほど前に骨格が決められ、近年では、ほぼ整備が進められてきたと考えています。そのため、近年は、大きな計画の立案というものは少なくなっていると思います。そのかわり、後ほど都市計画マスタープランについてもご意見をいただきますが、今、都市計画という範囲が広がってきてボーダレスになっている。いろいろな市民のニーズなども多様化、高度化している。その辺を踏まえて、様々な分野から、皆様のご意見を忌憚なく拝聴できたらありがたいと考えております。

さて、事務局の報告によりますと、只今、委員20名の内16名が出席していますので、金沢市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定により、議事録の署名委員を指名させていただきます。今回は、出村委員、島田委員をお願いいたします。お二人にはどうぞよろしくをお願いいたします。

(会長)

それでは、議事に入ります。議案第392号 金沢市における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第392号 「金沢市における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について説明します。お手元の議案書、2～5ページに掲載しています。スクリーンと併せてご覧ください。

建築基準法第51条ただし書きに基づき、産業廃棄物の処理施設の敷地の位置について都市計画上の支障がない旨を審議していただくものです。

今回は、産業廃棄物である廃PCBの焼却施設の処理能力を変更するもので、本審議会での審議を経て、石川県都市計画審議会に付議され審議されることとなります。

位置は、金沢市新保町地内です。県道小原土清水線から内川墓地の奥で、議案書3ページの位置図において赤線で囲まれた部分が今回の敷地です。市街化調整区域内です。

環境開発株式会社は、現在、一般廃棄物および産業廃棄物の収集運搬、処理業の許可を取得し、総合的な廃棄物処理事業を営んでいる会社です。申請地における低濃度PCB廃棄物の無害化処理については、平成26年1月に環境大臣による無害化処理施設認定を取得し、現在、焼却によってPCBを無害化しています。また、その際、石川県都市計画審議会の議を経て、建築基準法の51条のただし書きによる許可を得ています。

今回、平成26年の認定から、廃油以外のPCBについて一日当たりの処理能力を10.3tから21.6tに、約2倍に拡大する変更です。なお、この変更に伴う施設、建築物の改築等はありません。平成26年、無害化処理認定の申請に先立ち、環境開発株式会社は実証試験を実施しています。本来、実証試験で算出した処理能力の10倍程度までの申請が可能でしたが、当時は、1倍の処理能力にて申請、認定を受けています。今回は、当時の実証試験の結果を元に、約2倍の処理能力で申請し、すでに環境大臣の認定を取得しています。

配置図です。ピンク色の部分が既存の焼却炉で、現在、この焼却炉で無害化処理を行っています。今回も、施設の入れ替えや増設はなく、一日の処理量の上限を引き上げます。

廃棄物処理施設を市街化調製区域内に設置する場合における都市計画審議会への付議基準の内容を示しています。位置、道路、環境保全、そして、近隣説明の各観点から、都市計画上の支障がない旨を審議いただくものです。

まず、位置についてですが、「集落、学校、保育所老人ホーム及び病院から 100m以上離れていること」についてです。赤く塗られた部分が敷地であり、赤線で囲まれた範囲が敷地から100mの範囲を示しています。近隣の集落としては、新保町小原町がありますが、それぞれ100m以上離れています。また、学校、保育所老人ホーム及び病院は付近にありません。

次に、道路についてです。基準は、「搬入口、搬出口に接する道路は幅員 8 m以上確保すること。搬入・搬出時に道路沿道の生活環境や交通に著しい影響を与えないこと」です。搬入、搬出の経路となっております県道小原土清水線は、概ね10m以上の幅員があります。内川墓地を過ぎ金沢市道の約 1 k m程度は、幅員が 6 m程度の部分もありますが、部分的に大型車がすれ違える 8 m以上のスペースがあり、また、この市道部分は 当該、環境開発株式会社の処理場への車両以外は、ほぼ通らない道です。これまでも、道路沿道の生活環境や交通に特に問題がなく、今回の処理能力の変更に伴い、増加する車両は、1日1台と想定されており、交通に与える影響はないと判断いたします。

続いて、環境保全についてです。最寄りの民家において騒音「50dB、振動60 dB以下」が基準です。最寄りの民家が赤丸で示した位置にありますが、ここで騒音は12 dB、また、振動は25 dB未満です。環境保全の二つ目として、「敷地内の緑化20%以上」が基準ですが、敷地内北側が山林となっており、敷地約4万㎡に対し、8,000㎡以上の緑化が確保されております。

最後に、近隣住民への説明と理解が求められています。敷地境界線より500m以内の居住者等である新保町と小原町の住民にそれぞれ説明を行い、理解を得られていることを確認しております。

以上により、建築基準法第51条ただし書きの規定による敷地の位置について都市計画上の支障はないものと判断します。以上で、事務局からの説明を終わります。

(会長)

ありがとうございました。只今の説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いしたい。

(A委員)

P C Bは、昔、高濃度のものを北海道などにもって行って処分するといったことがあった。低濃度のP C Bは、全国において、まだかなり世間にあるのか。

(事務局)

金沢市環境局環境指導課から回答します。委員がおっしゃられたとおり、高濃度P C Bは、石川県であれば北海道のJESCOにて、平成34年3月末が処分期限となっております。また、低濃度P C Bは全国一律で平成39年3月31日までに処分することとなって

います。

実際に市中にあるPCBの量を正確に示すことはできませんが、金沢市にあるの当該環境開発株式会社においても、毎日処理はしていませんが、処理施設が全国に沢山あるわけではないため、富山県など県外の低濃度PCBも処理しているのが実情です。やはり、市中に在庫はまだまだあり、また、低濃度PCBであることに気付いていない事業者の方もいる。それらを勘案すると、あと10年程度は必要な施設であると認識しています。

(A委員)

わかりました。

(会長)

他にご意見、ご質問ありませんか。よろしいですか。

それでは、市街化調整区域ということで、集落などからも離れており交通面でも支障はない。環境面でも特に悪影響は与えないということである。かつ近隣の方にも説明をし、理解を得ていることで、様々な基準を満たしているとして、承認ということによろしいか。

(全委員)

意義なし。

(会長)

それでは、案件どおり石川県都市計画審議会へ付議することとする。

(会長)

続きまして、前回までに審議いただきました計画案件について諸手続きがなされておりますので、事務局から報告を受けたい。

(事務局)

案件結果報告を申し上げます。平成30年8月23日に開催しました第88回金沢市都市計画審議会でご審議いただきました、金沢市決定議案第390号金沢都市計画地区計画の決定につきましては、平成30年10月1日付け金沢市告示第294号で決定の告示がなされております。また、議案第391号金沢都市計画公園の変更(7・4・1号(本多の森公園))につきましても、平成30年10月1日付け金沢市告示第295号で決定の告示がなされております。以上、案件結果報告でございます。

(会長)

只今の報告につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(会長)

ご意見もないようですので、ここで、一旦、進行を事務局へお返しいたします。

(司会)

これより先は、意思形成過程段階のものでありますので、非公開と致します。報道関係の方、傍聴人の方々は退席をお願い致します。

— 以下、非公開 —